

Q10. 令和2年7月豪雨において、仮に市房ダムが緊急放流を行っていたら、さらに被害が大きくなっていたのではないのでしょうか。

- 「緊急放流」とは、洪水調節を行っている場合において、計画に用いている規模を上回る降雨が発生し、ダムの貯水位が洪水時最高水位（サーチャージ水位）を超える予測となった場合に、ダムからの放流量をダムへの流入量（ダムがない場合に、自然に流れている流量に相当）と同程度まで徐々に近づける操作を行うことです。このような操作を正式には「異常洪水時防災操作」と呼んでいます。
- 「緊急放流」となった場合、ダムからの放流量がダムへの流入量と同程度となるまでの間は、「ダムがない場合の流量」よりもダムからの放流量は小さく、その後、ダムへの流入量と同程度の流量を放流する状態となった場合でも、「ダムがない場合の流量」よりも多く放流する操作は行いません。

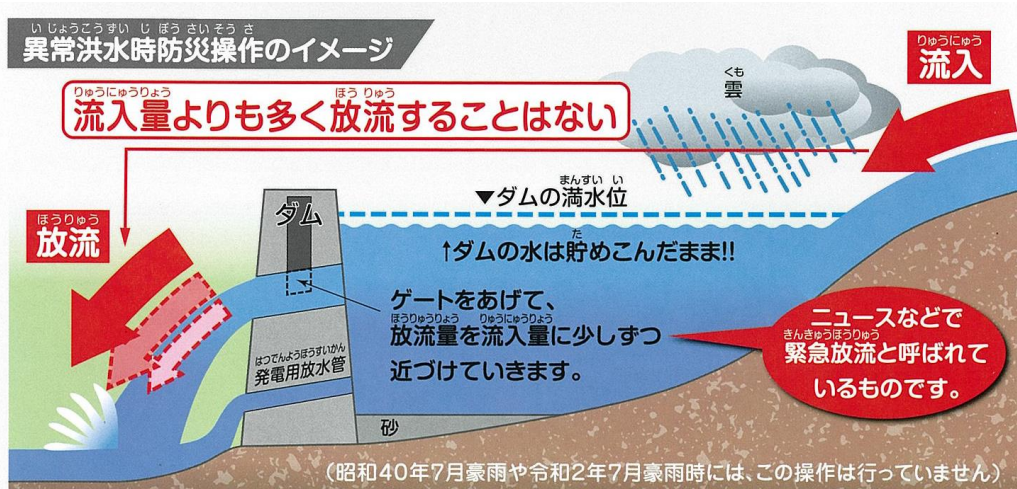
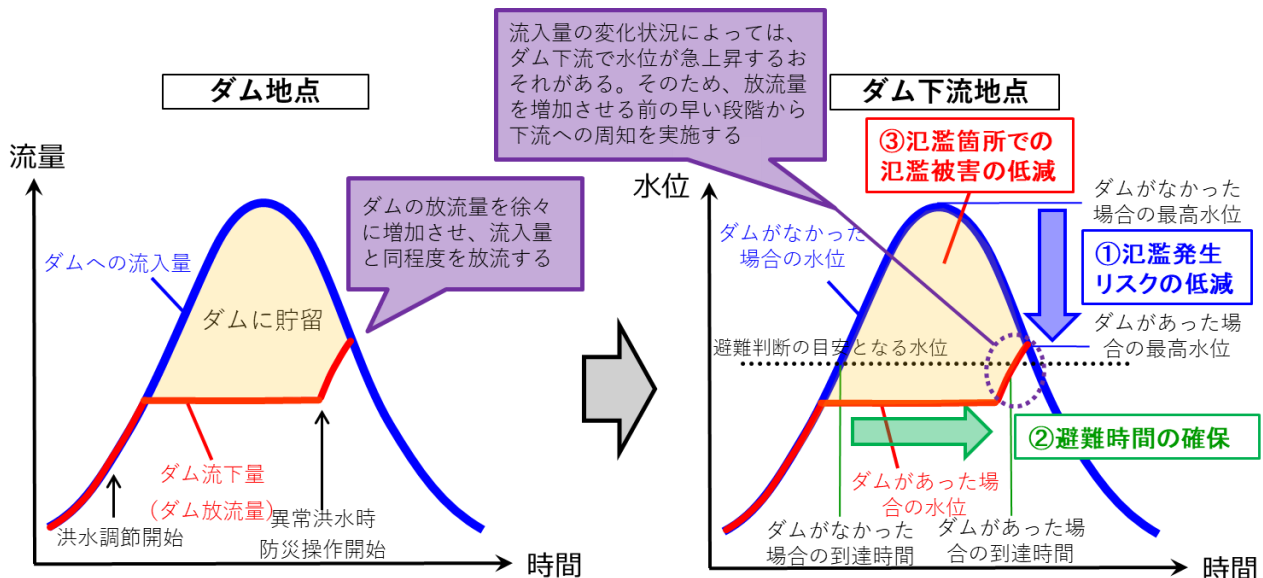


図 異常時洪水時防災操作のイメージ図

- また、令和 2 年 7 月豪雨よりも、更に降雨量が大きく大規模な洪水だったとしても、ダムからの放流量は大きくなるものの「ダムがない場合の流量」よりも多く放流する操作は行わないことから、ダムがない場合と比較すると、「氾濫発生リスクの低減（ピーク水位の低減）」、「避難時間の確保」、「（上流ダム地点で貯留することによる）氾濫箇所での氾濫被害の軽減」の効果が発揮されるものと考えられます。



※異常洪水時防災操作とは
計画を超える規模の出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、放流量を徐々に増加させ、流入量と同程度を放流する操作

図 異常洪水時防災操作のイメージ

- 「緊急放流（異常洪水時防災操作）」について、ご確認したい方は[こちら](#)をご覧ください。
- なお、「緊急放流（異常洪水時防災操作）」を含む令和 2 年 7 月豪雨の検証については、八代河川国道事務所のホームページ「[第 2 回令和 2 年 7 月球磨川豪雨検証委員会](#)」に掲載しています。